

産休・育休について

市川市役所に同じ内容で申告書を提出していただいておりますが、保育園でも事務の書類等で、同じ内容を把握しておく必要がありますので、下記の記入をお願いいたします。

く み

なまえ

記入日

出産予定日	
就労等の予定	1.育児休暇を取得し、現在の勤務先で復職する(育児休業制度がある) 2.産前・産後休暇明けに現在の勤務先に復職する (育児休業制度 ない・取得しない) 3.出産にあたり現在の勤務先を退職し、出産予定月の後2ヶ月以内に新たな勤務先で就労を開始する。 4.出産にあたり現在の勤務先を退職し、しばらくは仕事をしない 5.自営で仕事をしており産後休暇明け(生後57日目)に就労を再開する 6.求職中であり、(申し込みを続ける ・ 一度取り下げる) 7.その他()
産前・産後休暇期間	
育児休業期間	
復職日	
育児時間取得	取得する ・ 取得しない ・ 制度なし ※取得する期間:

※育児休業期間は「短時間保育」となりますので、別紙「市川市支給認定変更申請書」の提出が必要となります。また、短時間保育の方は、時間外保育の利用はできませんのでご了承下さい。

まきば保育園